

第5章

介護保険制度に基づく 保険給付の見込みと保険料

- 1 介護保険制度改正の主な内容
- 2 介護保険料算定の流れ
- 3 介護保険サービスの利用の見込み
- 4 介護保険事業費の見込み
- 5 第9期の介護保険料
- 6 2040年の介護保険サービスと保険料の見込み

1 介護保険制度改正の主な内容

●全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、令和5年に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、健康保険法や介護保険法等の関係法が改正され、一部の規定を除き、令和6年4月1日に施行されます。介護保険制度に係る主な改正事項は、(1)のとおりです。

●また、「介護保険制度の持続可能性の確保」の観点から、(2)の改正が行われています。

(1) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて

ア 介護情報基盤の整備

被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付けて実施することとされています。

イ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

国において、介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析する体制を整備することとされています。

ウ 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進することとされています。

エ 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看護小規模多機能型居宅介護を、複合型サービスの一類型として法律に位置付け、サービス拠点での「通い」や「泊まり」において、看護サービス（療養上の世話又は必要な診療上の補助）が含まれる旨が明確化されています。

オ 地域包括支援センターの体制整備等

居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援や総合相談支援業務など、地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図ることとされています。

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

ア 第1号保険料の標準段階等の見直し

今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化（標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）することで、低所得者の保険料上昇の抑制（低所得者の最終乗率の引下げ）を図ることとされています。

イ 介護老人保健施設等の多床室に係る室料負担の見直し

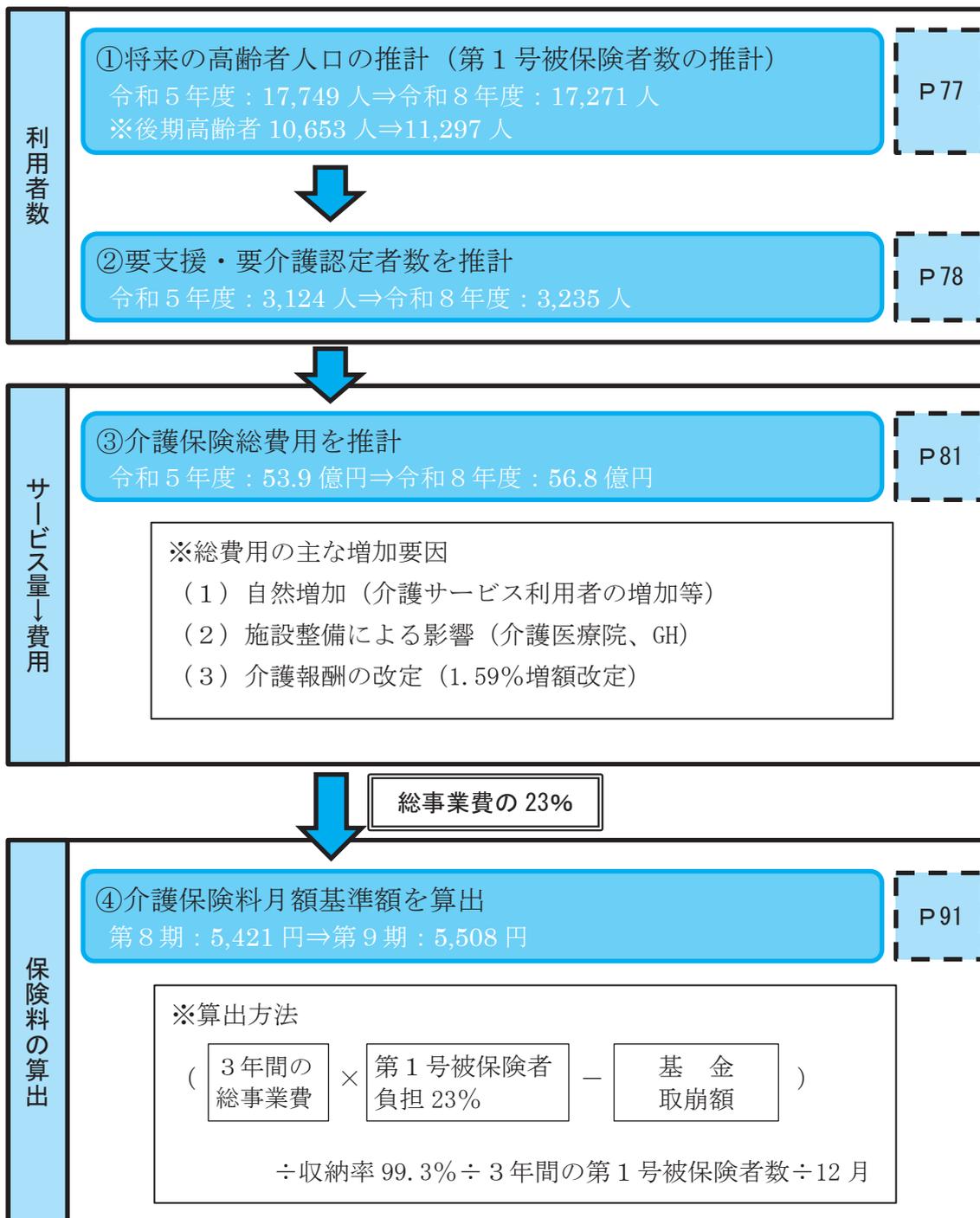
特別養護老人ホームのみが、個室と同様に光熱水費と室料の負担を求めている多床室の居住費について、在宅でサービスを受ける者との負担の公平性や各施設の機能等を踏まえ、介護老人保健施設と介護医療院についても、多床室の室料負担が導入されます（令和7年8月～）。

ウ 負担限度額認定

施設入所者・ショートステイ利用者に対する居住費の負担軽減について、近年の光熱水費の高騰に対応し、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点から、基準費用額（居住費）が日額60円引き上げられます（負担限度額も同額を引上げ）。なお、従来から負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないこととされています（令和6年8月～）。

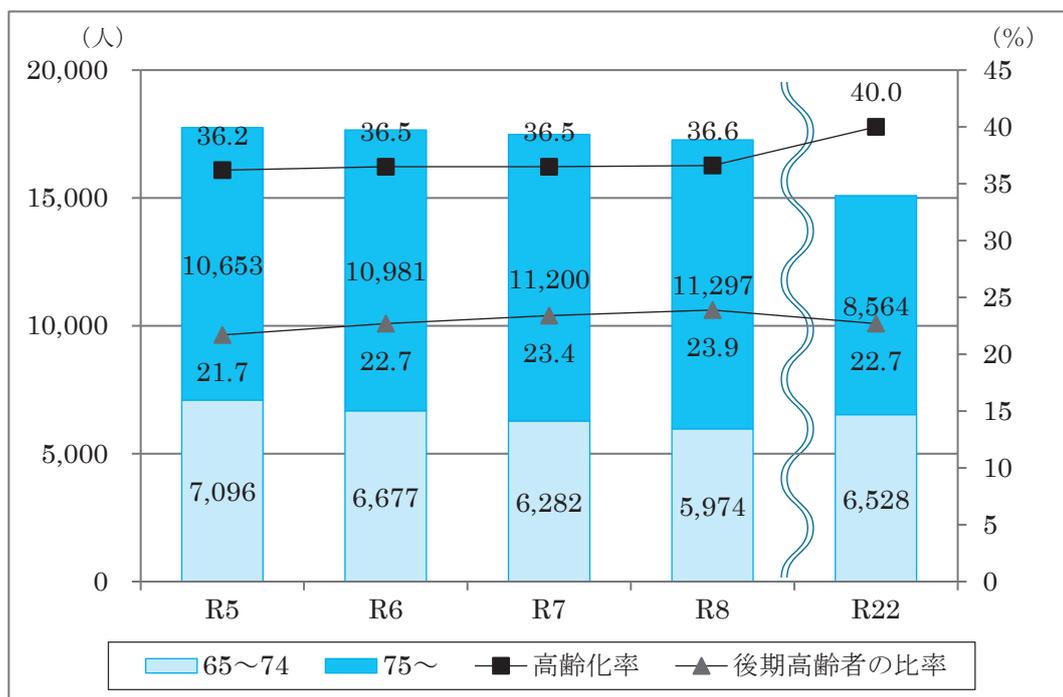
2 介護保険料算定の流れ

- 本計画では、国・県が示した方針に基づき、第8期計画期間中の給付実績や計画策定における市民ニーズ調査等を踏まえ、国の推計手順に従い、介護保険サービスの事業量を算出します。
- また、介護保険サービス見込量から、本計画中の介護保険料を算定しますが、算定の流れは次のとおりとなります。



3 介護保険サービスの利用の見込み

(1) 高齢者人口の見込み



(単位：人)

区分/年度	R5	R6	R7	R8	R22
総人口	49,005	48,440	47,855	47,251	37,703
65以上	17,749	17,658	17,482	17,271	15,092
(高齢化率)	36.2%	36.5%	36.5%	36.6%	40.0%
65~74	7,096	6,677	6,282	5,974	6,528
(比率)	14.5%	13.8%	13.1%	12.6%	17.3%
75~	10,653	10,981	11,200	11,297	8,564
(比率)	21.7%	22.7%	23.4%	23.9%	22.7%
うち85~	3,219	3,268	3,395	3,638	4,097
(比率)	6.6%	6.7%	7.1%	7.7%	10.9%

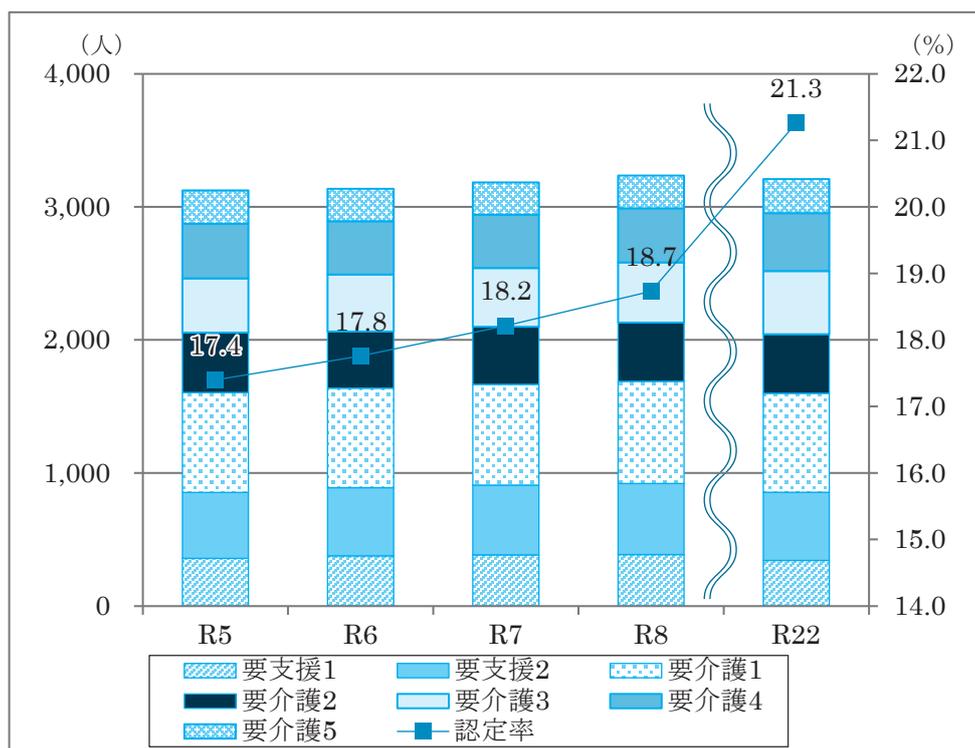
(2) 要介護（要支援）認定者数の推計

●要介護認定者数の将来推計については、令和5年度の要介護（要支援）認定者の性別・年齢別の発生率と前1年間の認定者の伸び率を基に、令和22年度までの要介護（要支援）認定者の推計を行っています。

●本計画の最終年度となる令和8年度には3,235人と増加することが予測されますが、令和22年度には高齢者人口が減少することもあり、3,209人に減少することが予測されます。

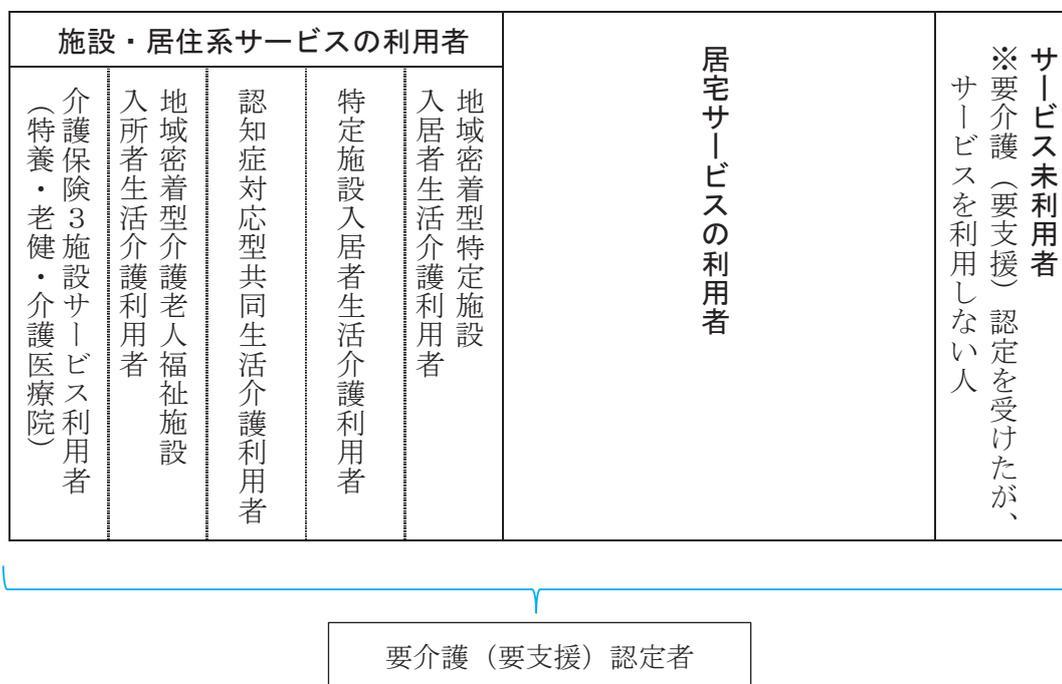
(単位：人)

区分/年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
要支援1	341	359	358	377	384	387	342
要支援2	467	491	495	512	525	534	513
小計	808	850	853	889	909	921	855
要介護1	733	735	752	748	757	767	744
要介護2	475	442	450	426	433	442	443
要介護3	371	413	407	428	441	452	476
要介護4	374	369	411	401	401	407	435
要介護5	246	233	251	244	243	246	256
小計	2,199	2,192	2,271	2,247	2,275	2,314	2,354
合計	3,007	3,042	3,124	3,136	3,184	3,235	3,209



(3) サービス利用者数の推計

●介護サービス見込み量の推計の考え方は、入所型の「施設・居住系サービス」と、在宅を基本とした「居宅サービス」に分けて整理されます。



ア 施設・居住系サービス量（利用者数）の推計

●施設・居住系サービス量（利用者数）の推計に当たっては、施設整備が行われないう限り入居者数が大きく変化しないため、令和5年度のサービス別利用者見込数を推計人数の基本とします。

●また、第9期中に施設整備が行われるサービスや、利用者の増加が見込まれるサービスについて、利用者数の増加を見込むこととしています。

（単位：人）

区分/年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
施設	介護老人福祉施設	260	253	249	250	252	254	254
	介護老人保健施設	119	116	105	118	121	124	124
	介護医療院	41	39	58	63	63	63	63
	介護療養型医療施設	4	2					
	地域密着型介護老人福祉施設	74	75	99	107	107	107	107
居住系	認知症対応型共同生活介護	78	92	103	108	108	108	108
	特定施設入居者生活介護	74	66	62	62	63	64	65
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
合計		650	643	676	708	714	720	721

イ 居宅サービスの利用対象者数の推計

●要介護（要支援）認定者数の見込みから、施設・居住系サービス利用者数を差し引いた人数が、居宅サービスの利用対象者となります。

(単位：人)

区分/年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
要支援1	339	358	357	376	383	386	341
要支援2	466	491	495	512	525	534	513
小計	805	849	852	888	908	920	854
要介護1	657	655	673	677	686	696	673
要介護2	395	368	368	346	353	361	362
要介護3	225	253	234	244	256	267	291
要介護4	180	177	215	200	200	206	233
要介護5	95	97	106	73	67	65	75
小計	1,552	1,550	1,596	1,540	1,562	1,595	1,634
合計	2,357	2,399	2,448	2,428	2,470	2,515	2,488

ウ 居宅サービスの受給者の推計

●上記イのうち、実際にサービスを利用する人数（受給者数）は、認定者数の増加に伴って増加していく傾向にあり、第9期計画期間においても、認定者数の増加に伴う利用者の増加が見込まれます。

●ただし、施設・居住系サービスの整備が行われる年度については、整備量に応じて居宅サービス利用対象者が減少するものとして推計しており、それに合わせて居宅サービスの受給者数の減少を見込みます。

(単位：人)

区分/年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
要支援1	130	130	122	128	131	132	117
要支援2	254	272	275	284	292	297	285
小計	384	402	397	412	423	429	402
要介護1	530	538	520	523	530	538	520
要介護2	356	331	319	300	306	313	314
要介護3	195	218	219	228	240	250	272
要介護4	138	150	165	153	153	158	179
要介護5	63	68	71	49	45	44	50
小計	1,282	1,305	1,294	1,253	1,274	1,303	1,335
合計	1,666	1,707	1,691	1,665	1,697	1,732	1,737

4 介護保険事業費の見込み

(1) 介護サービスの総給付費の見込み

●第8期計画期間中の給付実績等に基づき、サービス別の利用者数や利用見込回数を推計し、1回当たりの給付費見込みを乗じて推計しています。

ア 介護給付費（要介護1～5）の見込み

●居宅サービス (単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月)

区分/年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
訪問介護							
給付費	252,642	236,846	227,906	244,489	248,078	255,401	268,850
回数	7,662.8	6,841.0	6,300.5	6,703.7	6,797.7	6,999.8	7,373.8
人数	347	339	311	332	336	345	353
訪問入浴介護							
給付費	5,580	5,997	8,278	8,752	8,763	8,763	9,737
回数	38	41	56	58.6	58.6	58.6	65.1
人数	9	8	10	10	10	10	11
訪問看護							
給付費	58,316	66,130	69,936	71,191	72,361	73,636	76,643
回数	1,048.8	1,099.4	1,245.1	1,267.3	1,291.4	1,314.7	1,363.8
人数	129	150	159	162	165	168	174
訪問リハビリテーション							
給付費	17,789	16,440	20,441	21,723	22,174	22,523	24,086
回数	509.0	468.8	575.4	602.9	614.6	624.0	666.8
人数	49	46	53	56	57	58	62
居宅療養管理指導							
給付費	12,986	14,613	17,063	20,064	20,228	20,690	21,321
人数	174	189	210	245	247	253	262
通所介護							
給付費	698,689	714,078	753,081	792,463	806,042	823,298	855,735
回数	7,622	7,632	7,872	8,258.1	8,395.7	8,575.6	8,828.1
人数	626	620	623	650	661	675	688
通所リハビリテーション							
給付費	111,337	107,042	96,013	111,736	114,805	117,882	120,872
回数	1,032.7	1,001.0	926.8	1,041.9	1,068.6	1,095.3	1,116.3
人数	115	111	113	119	122	125	127

第5章 介護保険制度に基づく保険給付の見込みと保険料

(単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月)

区分/年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
短期入所生活介護							
給付費	163,892	158,737	171,268	199,989	200,272	207,442	221,957
回数	1,686.4	1,606.6	1,722.5	1,992.4	1,995.8	2,067.4	2,202.2
人数	130	117	136	144	144	149	157
短期入所療養介護（老健）							
給付費	3,242	4,633	6,895	10,057	10,070	10,070	11,032
回数	25.4	36.2	54.6	79.6	79.6	79.6	86.4
人数	4	5	12	12	12	12	13
短期入所療養介護（病院等） ※令和5年度末で廃止							
給付費	3,760	10,945	0				
回数	31.5	96.9	0.0				
人数	1	5	0				
短期入所療養介護（介護医療院）							
給付費	1,410	706	1,116	2,062	2,720	2,720	2,720
回数	8.5	3.8	6.0	12.0	16.0	16.0	16.0
人数	2	1	2	3	4	4	4
福祉用具貸与							
給付費	108,094	120,666	123,386	130,848	132,393	135,464	144,223
人数	720	742	732	785	797	815	851
特定福祉用具購入費							
給付費	2,800	3,817	3,856	4,651	4,651	4,651	5,072
人数	11	12	11	13	13	13	14
住宅改修費							
給付費	7,885	10,203	6,006	10,769	10,769	10,769	10,769
人数	8	10	8	9	9	9	9
特定施設入居者生活介護							
給付費	156,712	140,142	136,587	138,515	141,014	143,266	145,659
人数	72	65	61	61	62	63	64
居宅介護支援							
給付費	203,284	208,042	199,482	212,419	216,379	221,053	227,589
人数	1,156	1,171	1,158	1,218	1,239	1,265	1,294
給付費（小計） ※各項目で四捨五入しているため、各項目と小計が合致しない場合があります。							
A	1,808,417	1,819,035	1,841,314	1,979,728	2,010,719	2,057,628	2,146,265

●地域密着型サービス

(単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月)

区分/年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
定期巡回・随時対応型訪問介護看護							
給付費	0	1,406	3,479	3,528	3,533	3,533	5,299
人数	0	1	2	2	2	2	3
夜間対応型訪問介護							
給付費	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護							
給付費	19,666	15,746	13,141	20,686	18,277	18,277	21,719
回数	152.4	121.9	100.5	168.8	152.9	152.9	179.8
人数	12	10	9	15	14	14	16
小規模多機能型居宅介護							
給付費	273,007	281,363	298,065	315,526	317,495	321,781	346,326
人数	115	118	123	129	130	132	139
認知症対応型共同生活介護							
給付費	237,209	277,001	322,135	344,930	345,367	345,367	345,367
人数	78	92	103	108	108	108	108
地域密着型特定施設入居者生活介護							
給付費	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							
給付費	244,819	254,743	340,444	378,478	378,957	378,957	378,957
人数	74	75	99	107	107	107	107
看護小規模多機能型居宅介護							
給付費	25,179	35,589	48,644	52,711	49,393	52,557	62,182
人数	11	16	20	21	20	21	24
地域密着型通所介護							
給付費	239,003	239,794	223,580	251,275	255,283	260,140	271,550
回数	2,219.7	2,217.5	2,055.6	2,269.7	2,307.7	2,354.1	2,429.9
人数	179	191	183	195	198	202	207
給付費（小計） ※各項目で四捨五入しているため、各項目と小計が合致しない場合があります。							
B	1,038,882	1,105,642	1,249,489	1,367,134	1,368,305	1,380,612	1,431,400

第5章 介護保険制度に基づく保険給付の見込みと保険料

●施設サービス

(単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月)

区分/年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
介護老人福祉施設							
給付費	830,729	807,310	800,424	818,133	826,282	833,396	833,396
人数	260	253	249	250	252	254	254
介護老人保健施設							
給付費	380,273	376,117	338,335	389,059	400,742	411,933	411,933
人数	119	116	105	118	121	124	124
介護医療院							
給付費	156,504	153,062	233,442	256,576	256,901	256,901	256,901
人数	41	39	58	63	63	63	63
介護療養型医療施設 ※令和5年度末で廃止							
給付費	11,411	5,088	0				
人数	4	2	0				
給付費（小計） ※各項目で四捨五入しているため、各項目と小計が合致しない場合があります。							
C	1,378,917	1,341,577	1,372,201	1,463,768	1,483,925	1,502,230	1,502,230

イ 介護予防給付費（要支援1・2）の見込み

●介護予防サービス (単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月)

区分/年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
介護予防訪問入浴介護							
給付費	0	0	0	0	0	0	0
回数	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護							
給付費	9,411	7,207	5,913	7,844	8,256	8,256	7,854
回数	195.9	140.0	110.8	144.0	151.2	151.2	144.0
人数	30	23	19	21	22	22	21
介護予防訪問リハビリテーション							
給付費	4,189	2,347	968	2,981	2,985	2,985	2,985
回数	124.5	70.1	27.2	82.9	82.9	82.9	82.9
人数	12	7	2	7	7	7	7
介護予防居宅療養管理指導							
給付費	662	962	600	797	798	798	732
人数	10	12	10	13	13	13	12
介護予防通所リハビリテーション							
給付費	32,473	35,873	32,298	36,215	37,568	38,080	35,693
人数	78	85	73	82	85	86	80
介護予防短期入所生活介護							
給付費	3,480	2,382	2,502	3,851	3,856	3,856	3,487
回数	53.1	36.6	33.4	51.4	51.4	51.4	46.0
人数	7	5	5	7	7	7	6
介護予防短期入所療養介護（老健）							
給付費	207	495	0	339	340	340	340
回数	2.0	8.4	0.0	2.5	2.5	2.5	2.5
人数	1	1	0	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（病院等） ※令和5年度末で廃止							
給付費	0	0	0				
回数	0	0	0				
人数	0	0	0				
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）							
給付費	0	0	0	0	0	0	0
回数	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0

第5章 介護保険制度に基づく保険給付の見込みと保険料

(単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月)

区分/年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
介護予防福祉用具貸与							
給付費	23,648	28,281	30,790	31,472	32,283	32,736	30,895
人数	304	330	347	354	363	368	346
特定介護予防福祉用具購入費							
給付費	1,486	2,175	1,306	2,351	2,351	2,351	2,351
人数	5	8	5	8	8	8	8
介護予防住宅改修費							
給付費	7,356	10,681	9,759	11,816	11,816	11,816	11,816
人数	7	10	9	11	11	11	11
介護予防特定施設入居者生活介護							
給付費	2,022	997	618	627	627	627	627
人数	3	1	1	1	1	1	1
介護予防支援							
給付費	19,361	20,436	20,387	21,273	21,790	22,117	20,702
人数	359	378	380	391	400	406	380
給付費（小計） ※各項目で四捨五入しているため、各項目と小計が合致しない場合があります。							
D	104,296	111,836	105,140	119,566	122,670	123,962	117,482

●地域密着型介護予防サービス（単位 給付費：千円、回数：回/月、人数：人/月）

区分/年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
介護予防認知症対応型通所介護							
給付費	0	0	0	0	0	0	0
回数	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護							
給付費	19,262	18,756	22,186	23,125	24,171	24,171	22,527
人数	25	24	26	27	28	28	26
介護予防認知症対応型共同生活介護							
給付費	73	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0
給付費（小計） ※各項目で四捨五入しているため、各項目と小計が合致しない場合があります。							
E	19,335	18,756	22,186	23,125	24,171	24,171	22,527

ウ 総給付費見込額 (A+B+C+D+E)

(単位：千円)

区分/年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
在宅サービス	2,330,094	2,382,387	2,418,346	2,627,003	2,659,900	2,718,156	2,847,064
居住系サービス	396,017	418,139	459,340	484,072	487,008	489,260	491,653
施設サービス	1,623,736	1,596,320	1,712,645	1,842,246	1,862,882	1,881,187	1,881,187
合計	4,349,847	4,396,846	4,590,330	4,953,321	5,009,790	5,088,603	5,219,904

(2) その他給付額等の見込み

ア 特定入所者介護サービス費等給付額

●利用者個人の所得や世帯の住民税の課税状況により、1日の食費・居住費（滞在費）の利用者負担額に上限を設け、上限を超える額について介護保険から施設に支払うことにより、負担軽減を図ります。

イ 高額介護サービス費等給付額

●利用者個人の所得や世帯の住民税の課税状況により、1割、2割又は3割の利用料が高額になった場合、世帯での月単位の負担に上限を設け、上限を超える額について給付することにより、負担軽減を図ります。

ウ 高額医療合算介護サービス費等給付額

●利用者個人の所得や世帯の住民税の課税状況により、介護利用料と医療費の自己負担が高額になった場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し限度額を設け、上限を超える額について給付することにより、負担軽減を図ります。

エ 審査支払手数料

●介護サービス事業者に対する保険給付費の支払いや請求内容の確認業務等の手数料で、山口県国民健康保険団体連合会に支払います。

(単位：千円)

区分/年度	R6	R7	R8	R22
特定入所者介護サービス費等給付額	112,538	114,405	116,237	113,554
高額介護サービス費等給付額	117,150	118,943	120,848	119,877
高額医療合算介護サービス費等給付額	14,150	14,367	14,597	14,479
審査支払手数料	5,624	5,704	5,786	6,072
合計	249,462	253,419	257,468	253,982

(3) 標準給付費の見込み

●標準給付費とは、「(1) 介護サービスの総給付費の見込み」で算出した総給付費見込額と、「(2) その他給付額等見込み」で算出したその他給付額等見込額で構成されます。

(単位：千円)

区分/年度		R6	R7	R8	合計
総給付費見込額		4,953,321	5,009,790	5,088,603	15,051,714
その他給付額等見込額	特定入所者介護サービス費等給付額	112,538	114,405	116,237	343,180
	高額介護サービス費等給付額	117,150	118,943	120,848	356,941
	高額医療合算介護サービス費等給付額	14,150	14,367	14,597	43,114
	審査支払手数料	5,624	5,704	5,786	17,114
合計		5,202,783	5,263,209	5,346,071	15,812,063

(4) 地域支援事業費の見込み

●地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合でも、可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

●地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進します。

(単位：千円)

区分/年度	R6	R7	R8	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	176,239	179,410	180,817	536,466
うち第1号訪問事業	38,500	39,269	39,610	117,379
うち第1号通所事業	110,130	112,328	113,303	335,761
包括的支援事業・任意事業費	121,032	151,865	152,235	425,132
合計	297,271	331,275	333,052	961,598

■地域支援事業の主なもの

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

区分/年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
訪問型サービス							
件数	2,397	2,326	1,944	2,307	2,353	2,374	1,799
通所型サービス							
件数	3,895	3,869	3,936	4,035	4,115	4,151	3,147
介護予防ケアマネジメント							
件数	2,895	2,758	2,501	2,540	2,360	2,190	1,660
転倒骨折予防教室							
参加者数	137	165	157	200	200	200	150
地域ふれあいサロン活動支援事業							
団体数	84	83	83	80	84	88	66
いきいき百歳体操普及事業							
団体数	29	34	35	35	36	37	28
介護支援ボランティアポイント事業							
サポーター数	174	165	137	160	170	180	180
地域リハビリテーション活動支援事業							
活動回数	8	16	5	10	11	12	9

イ 包括的支援事業・任意事業費

区分/年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22
介護支援専門員活動支援							
支援延件数	508	312	289	490	500	510	390
総合相談事業							
相談延件数	5,467	7,345	9,505	9,400	9,600	9,800	7,400
認知症初期集中支援推進事業							
チーム対応件数	2	0	1	3	5	7	5
ひかり見守りネット（登録者）							
登録者数	97	84	100	100	100	100	75
ひかり見守りネット（協力事業者）							
協力事業者数	192	201	200	210	210	210	210
地域ケア会議推進事業							
会議開催回数	31	49	38	50	55	55	40
成年後見制度利用支援事業							
相談延件数	233	166	266	240	250	260	200
生活支援体制整備事業							
第2層協議体数	5	4	4	4	5	6	6

(5) 介護保険事業の総費用の見込額（まとめ）

●第1号被保険者の介護保険料算定の基礎となる介護保険事業の総費用見込額は、「(3) 標準給付費の見込み」で算出した標準給付費見込額と、「(4) 地域支援事業費の見込み」で算出した地域支援事業費見込額で構成されます。

(単位：千円)

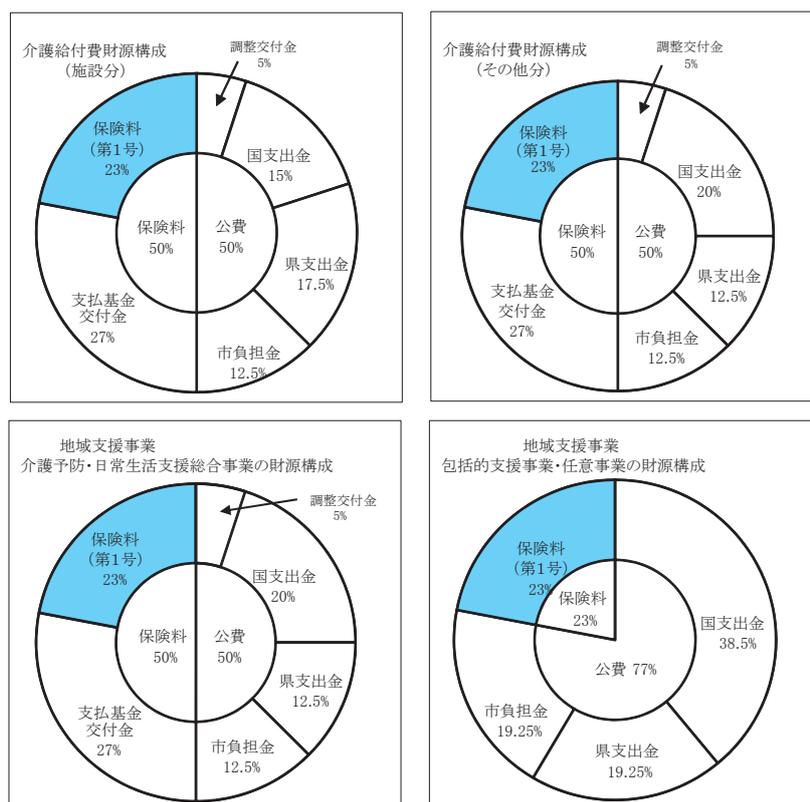
区分/年度	R6	R7	R8	合計
標準給付費見込額	5,202,783	5,263,209	5,346,071	15,812,063
地域支援事業費見込額	297,271	331,275	333,052	961,598
合計	5,500,054	5,594,484	5,679,123	16,773,661

5 第9期の介護保険料

- 介護保険制度は、市民に一番身近な自治体である市町村が保険者となり、介護保険事業を運営します。
- また、介護保険制度は3箇年を中期財政運営期間として定めており、介護保険料についても原則3箇年同額とされています。

(1) 介護保険事業の財源構成

- 保険給付に要する費用に対して、第1号被保険者の負担する割合は、第8期中（令和3年度～令和5年度）と同様23%となっています。
- その他の財源構成については、国・山口県・光市の公費負担や第2号被保険者保険料（支払基金交付金）として賄われますが、介護保険事業の種類ごとに、それぞれ負担割合が異なります。



(2) 保険料の算定

- 標準給付費見込額と地域支援事業費見込額に、調整交付金による調整等を行って介護保険料収納必要額を算出し、予定介護保険料収納率で補正した上で、第1号被保険者1人当たりの介護保険料基準額を求めます。
- この結果、第9期介護保険料基準額は年額66,090円(月額5,508円)となります。

第9期介護保険料基準額の算出

(単位:千円)

区分/年度	R6	R7	R8	合計
標準給付費見込額 (A)	5,202,783	5,263,209	5,346,071	15,812,063
地域支援事業費見込額 (B)	297,271	331,275	333,052	961,598
うち介護予防・日常生活支援総合事業 (C)	176,239	179,410	180,817	536,466
調整交付金見込額(D)【(A+C)×E】	277,020	296,078	332,166	905,264
調整交付金見込交付割合 (E)	5.15%	5.44%	6.01%	
	交付割合=5%+(23%-23%×F×G)			
後期高齢者加入割合補正係数 (F)	0.9738	0.9614	0.9368	
所得段階別加入割合補正係数 (G)	1.0204	1.0204	1.0204	
財政安定化基金拠出金見込額 (H)	標準給付費の0.0%			0
財政安定化基金償還金 (I)	0	0	0	0
介護給付費準備基金取崩額 (J)	106,528	125,746	127,726	360,000
市町村特別給付費等 (K)	0	0	0	0
保険料収納必要額 (L)	((A+C)×28%-D+H+I-J+K)+((B-C)×23%)			3,410,104
予定介護保険料収納率 (M)				99.3%
弾力化後被保険者数 (N) ※1	17,505人	17,331人	17,123人	51,959人
介護保険料基準額	(年額) ※2			66,090円
	(月額) ※3			5,508円

※1…弾力化(所得段階別加入割合補正)後被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合を乗じて算出します。

※2…介護保険料基準額(年額)=(L)÷(M)÷(N)×1,000(10円未満切り捨て)

※3…介護保険料基準額(月額)=介護保険料基準額(年額)÷12(小数点以下切上げ)

(3) 介護給付費準備基金の取崩し

●介護保険給付費準備基金は、本市の介護保険事業に要する費用の財源に充てるために設置されたもので、介護給付費が見込みを下回る場合は剰余金を基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回る場合は、前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩します。

●計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期介護保険料を見込むに当たっての引き下げ財源とすることとなっています。

●本市の令和5年度末の基金積立額は約5億2,400万円を見込んでおり、このうち3億6,000万円を第9期の3年間で取り崩し、介護保険事業の財源として活用します。

光市介護給付費準備基金の第8期末残高見込み

(単位：千円)

区分/年度	第8期		
	R3	R4	R5 (見込み※)
積立額	73,777	67,413	70,437
取崩額	20,568	21,586	82,101
年度末保有額	490,297	536,124	524,460

※令和6年3月末現在の残高見込み

(4) 第8期介護保険料との増減比較

●第9期の介護保険料基準額年額 66,090 円 (月額 5,508 円) は、第8期の介護保険料基準額年額 65,050 円 (月額 5,421 円) と比較して、1.6%増、年額 1,040 円(月額 87 円)の増加となります。

介護保険料増減比較表

第8期保険料基準月額		基金取崩前	5,893 円
		基金取崩後	5,421 円
	①自然増加 (介護サービス利用者の増加等) 後期高齢者の増等による要介護・要支援認定者数の増加に伴う給付費の増による負担増		38 円
	②施設整備等による影響 (介護医療院、グループホーム) 医療療養から介護医療院への転換 (9 床) 及びグループホーム (9 床) の整備に伴う給付費の増による負担増		73 円
	③介護報酬の改定 (1.59%増額改定) 1.59%の介護報酬改定されたことによる負担増		85 円
第9期保険料基準月額		基金取崩前	6,089 円
		基金取崩後	5,508 円
		第8期比	1.6%増

(5) 第9期介護保険料の所得段階設定

●第9期介護保険料の所得段階は、国の制度改正や方針を踏まえた所得段階の設定を行うこととし、①11段階から13段階への多段階化（旧第10段階を細分化）、②高所得者の標準乗率の引上げ、③低所得者の標準乗率の引下げを行い、所得水準に応じたきめ細やかな保険料を設定します。

●第8期に引き続き、消費税を財源とした公費の導入により、第1～3段階の保険料率を引き下げ、保険料を軽減しています。（次ページ参照）

所得段階の区分		年額（月額※）	
		第9期	（参考※） 第8期
第1段階 （基準額×0.455）	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税者 ●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下のもの	30,070円 （2,506円）	32,520円 （2,710円）
第2段階 （基準額×0.635）	●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下のもの	41,960円 （3,497円）	45,530円 （3,795円）
第3段階 （基準額×0.69）	●本人及び世帯全員が住民税非課税者で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超えるもの	45,600円 （3,800円）	48,780円 （4,065円）
第4段階 （基準額×0.875）	●本人が住民税非課税者（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下のもの	57,820円 （4,819円）	56,910円 （4,743円）
第5段階 （基準額）	●本人が住民税非課税者（世帯内に住民税課税者がいる場合）で、第4段階対象者以外のもの	66,090円 （5,508円）	65,050円 （5,421円）
第6段階 （基準額×1.125）	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円未満のもの	74,350円 （6,196円）	73,180円 （6,099円）
第7段階 （基準額×1.25）	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満のもの	82,610円 （6,885円）	81,310円 （6,776円）
第8段階 （基準額×1.5）	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満のもの	99,130円 （8,261円）	97,570円 （8,131円）
第9段階 （基準額×1.55）	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満のもの	102,430円 （8,536円）	100,820円 （8,402円）
第10段階 （基準額×1.825）	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満のもの	120,610円 （10,051円）	
第11段階 （基準額×1.90）	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満のもの	125,570円 （10,465円）	118,710円 （9,893円）
第12段階 （基準額×1.975）	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満のもの	130,520円 （10,877円）	
第13段階 （基準額×2.275）	●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が700万円以上のもの	150,350円 （12,530円）	136,600円 （11,384円）

※合計所得金額：収入から公的年金控除などを差し引いた金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

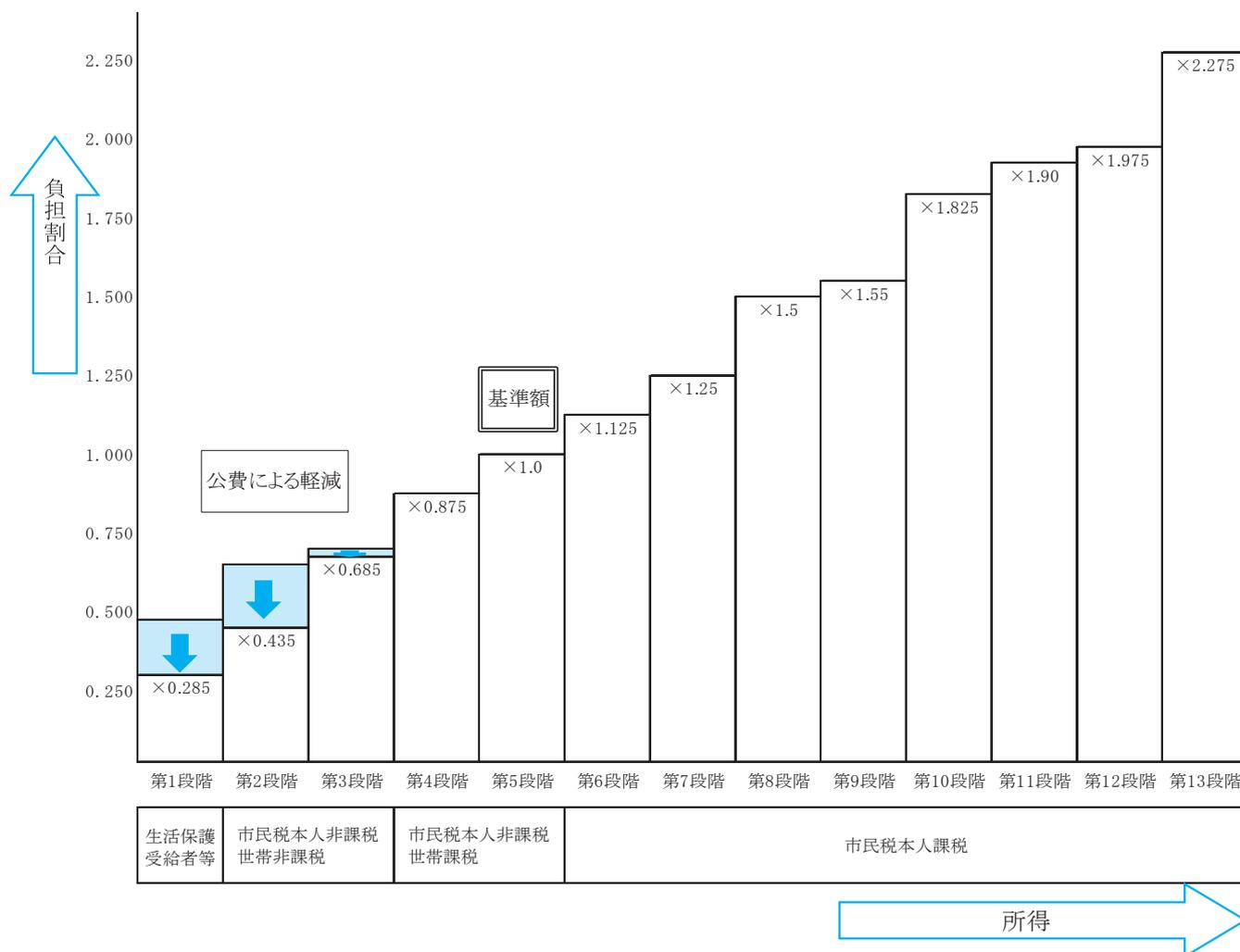
※月額は参考値（小数点以下切上げ）

※第8期の各段階の乗率は、第1段階：基準額×0.5、第2段階：基準額×0.7、第3段階：基準額×0.75、第11段階：基準額×2.1で、その他は第9期と同じです。

【低所得者への軽減強化】

●第8期に引き続き、低所得者の保険料軽減を行うため、第1～3段階の保険料率について、次のとおり軽減しています。

保険料 段階区分	軽減後		軽減前	
	基準額×	円	基準額×	円
第1段階	基準額×0.285	18,830円 (1,570円)	基準額×0.455	30,070円 (2,506円)
第2段階	基準額×0.435	28,740円 (2,395円)	基準額×0.635	41,960円 (3,497円)
第3段階	基準額×0.685	45,270円 (3,773円)	基準額×0.69	45,600円 (3,800円)



6 2040年の介護保険サービスと保険料の見込み

- 団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、中長期的な視点で地域包括ケアシステムの深化・推進に必要な取組を進めていく必要があります。
- このため本項では、第9期中のサービス種類や介護報酬等を前提条件として、2040年における介護保険サービスと保険料の予測を立てています。

【2040年における高齢者人口等の予測】

区分/年度	第8期 (令和5年)	第9期 (令和8年)	伸率 (%)	2040年 【第14期】 (令和22年)
総人口	49,005人	47,251人	▲ 3.6	37,703人
第1号被保険者数	17,749人	17,271人	▲ 2.7	15,092人
65～74歳	7,096人	5,974人	▲ 15.8	6,528人
75歳以上	10,653人	11,297人	6.0	8,564人
うち85歳以上	3,219人	3,638人	13.0	4,097人
要支援・要介護認定者数	3,124人	3,235人	3.6	3,209人
認定率	17.4%	18.7%	-	21.3%
介護保険給付費	47.4億円	49.4億円	4.3	50.8億円
保険料（基準月額）	5,421円	5,508円	1.6	7,900円程度

推計

※介護保険給付費には補足給付、高額介護サービス費、地域支援事業費等は含んでいません。

